

平成 22 年度匝瑳市予算編成方針

平成 21 年 10 月

匝瑳市

目 次

	頁
第 1. 本市を取り巻く財政環境と今後の見通し	1
第 2. 本市の財政状況	1
第 3. 予算編成の基本方針	2
第 4. 予算編成要領	2
1. 基本的事項	2
2. 歳入に関する事項	3
3. 歳出に関する事項	4
4. 特別会計・企業会計に関する事項	5
5. 歳出予算要求基準	6
6. 財源の配分(枠配分方式)	8
7. 平成 22 年度経費区分基準表	10
平成 22 年度当初予算枠配分経費見積要求書作成要領	11
平成 22 年度当初予算枠配分外経費見積要求書作成要領	12
8. 予算編成日程	13
9. 平成 22 年度予算編成事務財政課担当別一覧表	14

第 1 本市を取り巻く財政環境と今後の見通し

我が国の景気は、昨年からの世界同時不況の影響により急速に悪化したものの、政府の緊急経済対策などの財政出動により最悪の状態は脱したといわれています。

しかしながら、雇用情勢の悪化は続いており、海外景気の下振れ懸念、金融資本市場の変動の影響やデフレ懸念など景気を下押しするリスクが依然として存在している状況です。

こうした中、政権交代により発足した鳩山新政権は、平成 22 年度の予算編成方針で、ムダづかいや不要不急な事業等を根絶すること等により、マニフェストの工程表に掲げられた「子ども手当」など主要な施策を実現するため、現行の概算要求基準を廃止し、全ての予算を組み替え、新たな財源を生み出すこととしており、既存予算の大幅な見直しを行うこととしています。

先日公表された国の平成 22 年度一般会計の概算要求額は、約 95 兆円と過去最大の規模に膨らんでおり、財源の確保と財政規律の確立が最大の課題になっています。

地方財政については、「三位一体の改革」による地方交付税の大幅削減で、地方財政が逼迫したことから、平成 20 年度には地方再生対策費の新設などに伴い普通交付税が増加傾向に転じるなど、好転の兆しもみられるものの、それでもなお過去の交付税削減額を補う水準にはほど遠い状況です。さらに、100年に一度ともいわれる不況により、地方税収も大幅な落ち込みが見込まれるなど、一層厳しい財政運営を迫られるものと予測されます。

これに加えて、緊急経済対策として麻生政権が実施した国の平成 21 年度補正予算を見直し、総額 2 兆 9 千億円を執行停止するなど、予算執行停止による地方財政や地方経済への影響も懸念されています。

民主党のマニフェストには、地域主権の確立として、「ひもつき補助金の廃止と一括交付金化」、「自動車関連諸税の暫定税率の廃止」、「高速道路の無料化」、「農家への戸別所得補償制度の導入」等が盛り込まれているものの、地方に対する影響は不透明な状況であり、国の予算編成状況に留意しながら慎重な対応を講じていく必要があります。

第 2 本市の財政状況

平成 20 年度決算における本市の財政状況を見ると、経常収支比率、財政力指数、実質公債費比率が前年度より改善されるとともに、財政調整基金が増加し、地方債現在高が大幅に減少するなど好転の兆しが見られるものの、依然として地方交付税などの依存財源に頼らざるを得ない状況です。また、平成 21 年度においては、地方交付税は雇用創出推進費の創設などにより増額となりますが、景気の後退による市税や各種交付金の減額が見込まれるとともに、市民病院の経営健全化に対する助成や国民健康保険特別会計の収支不足に対する多額の助成が見込まれるなど、新たな財政需要が生じており、予断を許さない状況です。

平成 22 年度における財政見通しでは、歳入面では、地方譲与税や各種交付金が景気の後退などにより減収が見込まれ、地方交付税についても、総務省の概算要求では、出口ペ

ースで平成21年度とほぼ同規模の15兆7,773億円(前年度比0.3%減)となっています。

また、概算要求に含まれない事項要求として、1兆1,000億円を超える増額要求がなされているものの、今後の政府の予算編成の動向や経済情勢の推移によっては大きく変動するおそれがあり、現段階では一般財源の見通しが非常に困難な状況となっています。

また、歳出面では、公債費や人件費は引き続き減少が見込まれる一方で、市民病院の経営健全化に対する財政措置、学校耐震化事業などの実施に伴う歳出増が見込まれます。

このほかにも、道路や排水等の生活基盤の整備をはじめ、地域経済の活性化や子育て関連施策などの行政需要が増大しており、扶助費や他会計繰出金などの義務的負担も増加すると見込まれ、一層厳しい財政運営が見込まれます。

第3 予算編成の基本方針

平成22年度予算の編成にあたっては、来年2月に市長選挙を控えていることから、当初予算においては経常的経費を中心とした通年予算としての骨格予算を編成することとし、一部の継続事業を除く政策的経費等の肉付けについては6月補正予算で計上し、合わせて本格予算とします。

編成方針の基調としては、新政府の予算編成の動向に注視するとともに、匝瑳市総合計画に定められた5つの基本目標を実現するため、限られた経営資源で最大の事業効果を発揮するよう、市民ニーズに即した「事業の選択と集中」「予算配分の重点化」を図るとともに、「匝瑳市行政改革大綱」に基づく事務事業の見直しを引き続き進め、持続可能な財政基盤の確立に向け、事業の優先順位を踏まえたメリハリのある予算編成に取り組むこととします。

第4. 予算編成要領

1. 基本的事項

(1) 通年予算の確立

総計予算主義の原則に基づき、年度間を通じて予測されるすべての歳入歳出を漏れなく計上して編成することとし、年度途中の補正については、真にやむを得ないもの以外は行わないので厳に留意すること。ただし、新規に実施する投資的経費等に係る政策的経費については、原則として骨格予算のため計上しません。

(2) 枠配分方式の継続

各課が主体的に事業の方向性を判断し、コスト意識の向上と質の高いサービスの提供による効率的な行政運営を行うため、一定の予算枠を各課に付与する枠配分方式を継続する。これに伴い、各課においては、サマーレビューでの調整等を踏まえ、事業の取捨選択を行った上で、枠配分された一般財源と事務事業に係る特定財源をもとに予算を編成すること。

(3) 事業の重点的・計画的推進

「匠瑳市総合計画」及び「新市建設計画」に基づき、各課の重点施策を中長期的な展望のもとに明確にし、緊急度と優先度を十分考慮して事業を厳選すること。なお、主要個別事業計画対象経費については、再度精査の上、適正に見積もること。また、都市宣言の内容に沿った事業についても十分考慮すること。

(4) 行政改革の実行

「匠瑳市行政改革大綱」の着実な取り組みとして、事務事業全般にわたる見直しの徹底や税・使用料等の収納率の向上等、財源の確保と経費の削減を図ること。

(5) 議会・監査委員の意見等の対応

議会及び監査委員の意見や指摘事項等については趣旨を十分検討し、速やかな改善を図ること。また、陳情等についても事業の必要性や緊急性をふまえて検討すること。

(6) 国・県の動向等の的確な把握

政権交代に伴い、例年に増して国・県の予算編成の動向等に十分留意すること。なお、予算要求×切後に国の予算案が示されることから、国の予算案に沿った予算要求の変更を予定する。

(7) 横断的行政課題等への対応

行政ニーズの多種多様化に伴い、複数の課に関連または類似する事業等が見込まれる場合は、関係課間で調整し、事業の統合化と効率性の向上を図ること。

(8) 行政の役割分担の明確化

市民との協働によるまちづくりという観点に立ち、行政の役割分担とともに、その責任分野と経費負担区分等を明確にし、経費全般にわたる徹底した見直しを行うこと。

(9) 予算編成過程の情報公開

財政情報の公開を推進するため、予算編成方針や査定結果などの情報を公開する。

2. 歳入に関する事項

市財政が厳しい状況にあることから、歳入の見積もりにあたっては、財源の確保に最大限努力するとともに、社会経済情勢の変動、国・県の施策及び制度の改正の動向等に十分留意の上、正確な積算基礎により確実な額を見込むこととします。

(1) 市税

地方税制度の動向や経済情勢の見通し、市民所得の推移等を把握・分析の上、的確に見積もること。また税負担の公平を期するため、課税客体の完全捕捉に努めるほか、納期内納付の促進や滞納処分の強化を図るなど、収納率向上に最善の努力を払うこと。

(2) 地方譲与税、地方交付税、地方消費税等の交付金

国の地方財源対策及び制度改正等を十分勘案の上、積算すること。

(3) 分担金及び負担金

事業の性格や受益の内容等を検討の上、負担の適正化に努め、的確に積算すること。

(4) 使用料及び手数料

住民負担の公平性確保の観点に立ち、利用者負担の適正化を図ること。

(5) 国・県支出金

事務事業の緊急性及び必要性、効果等を十分精査の上、対象事業を厳選するとともに、国・県の制度改正や予算編成の動向等に留意し、漫然と従来の実績を計上することなく、関係機関との連絡を密にして最新の情報により、確実性のある額で見積もること。また、補助金・負担金対象事業になるものを市単独補助事業として実施することのないよう十分留意すること。

(6) 財産収入等

市有財産については、財産の状況を的確に把握し、効率的な活用に努めるとともに、未利用地については、処分を含め有効活用を検討すること。また、財産貸付収入については、社会経済情勢等を考慮しながら見直しを行い、適正に見積もること。

(7) 市債

公債費の増加が後年度の財政運営に多大な影響を及ぼすことから、発行額の抑制に努めること。また、地方交付税措置のある有利な市債の選択に心がけるとともに、事業の適債性、充当率等については、財政課と事前に協議すること。

(8) その他の収入

額の多少にかかわらず、零細または捕捉が困難なものについても極力把握するとともに、新たな財源についても積極的に検討するなど収入の確保に努めること。

3. 歳出に関する事項

市税収入等歳入の確保が厳しい状況を踏まえ、既存の事務事業全般について聖域なく抜本的な見直しを行い、必要最小限の経費で最大の行政効果が発揮できるよう創意工夫を図るとともに、枠配分方式の導入により、限られた財源の重点的・効率的な配分を行うものとしします。

(1) 枠配分による経費等

枠配分方式により平成 22 年度予算の経費を枠配分経費と枠配分外経費に区分し、要求すること。詳細は、「6. 財源の配分(枠配分方式)」「7. 平成 22 年度経費区分基準表」等を参照のこと。

① 枠配分経費

枠配分経費の歳出予算は、各事務事業の実施に伴い収入される特定財源と枠配分された一般財源をもとに、各課において事業を組み立てて要求すること(※但し、平成 21 年度予算において人件費に充当した財源についてはこの限りではない。詳

細は、別紙「平成 22 年度枠配分額等通知書」参照のこと)。新規事業及び拡大事業の財源についても、スクラップ・アンド・ビルドによって生み出すことを基本とし、枠配分の範囲内で調整された予算要求については、基本的に尊重されるものであること。但し、当初予算において一般財源の充当を機械的・便宜的に枠内におさめたり、特定財源を過大に見積もるなどして、年度途中で不足額を生じさせないこと。

②枠配分外経費

特別会計繰出金、一部事務組合負担金、新市建設事業計画登載事業等に係る経費及び財源については、最新の情報のもとに十分な精査を行った上で要求すること。

また、物件費は枠配分経費とするが、1 件あたり 100 万円を超える新規の修繕料については、政策的経費として調整するので、枠配分外経費(事業単位)で要求すること。この場合、同一事業の中に枠配分経費と枠配分外経費が混在することとなるため、枠配分経費の当該事業にその区分が判明できるよう記載するとともに、資料等を併せて提出すること。

(2)人件費

定員管理や給与の適正化に努めるとともに、新たな行政需要に対しても効率的な事務の執行や課内相互の応援体制等といった内部対応により極力抑制に努めること。また、既存の事務事業の精査により、その効果等が期待できるものについては、外部委託化や嘱託化等を図ること。なお、時間外勤務手当については、新たな要因が見込まれるものを除き、一層の縮減に努めること。

(3)物件費、維持補修費

物件費等の一般管理経費については、漫然と過去の実績によることなく、事務事業のあり方を徹底的に見直し、経費の節減・合理化に努めること。

(4)投資的経費

事業の緊急性や必要性、投資効果、後年度の財政負担等を十分検討し、整備計画の延長や事業規模の縮小、段階的整備等、財源に無理のない計画として見直しを行い、計画的・効果的な実施を図ること。特に、多額の市債発行や一般財源を要する事業については、十分な調整を行うこと。また、補助事業については、国・県の財源措置の動向に留意し、真に必要とされる事業の選択を行うとともに、より有利な補助制度の検討等、積極的な財源の確保に努めること。市単独事業については、事業を厳選し、重点化とコストの削減に努めること。

(5)その他

なお、各節に係る事項については、「5. 歳出予算要求基準」によること。

4. 特別会計・企業会計に関する事項

特別会計及び病院事業会計においても、一般会計と同一の基調とし、その運営にあたっては、収支の均衡を図り、一般会計からの繰入金を最小限にとどめるよう最大限の努力をすること。特に、病院事業会計では、経営的視点に立った事業運営による積極的な収入の確保と支出の抑制に努め、経営の合理化と効率化、健全化に努めること。

5. 歳出予算要求基準

節及び細節	積算基準及び留意事項
1 報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行条例の単価によること。
7 賃金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行措置分及び新規分を問わず、事前に総務課と協議し、調整済みとなったものを要求すること。雇用にあたっては、極力抑制し、やむを得ず雇用する場合は、最小限の日数とすること。 ・ 単価については、嘱託職員・臨時職員賃金表(11月中旬総務課通知予定)によること。
8 報償費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種委員等への謝礼は現行単価で見積もること。また、各種大会、行事等における記念品等は計上しないこと。
9 旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊の伴う研修や視察は原則計上しないこと。出張の目的、効果、緊急度、日程等を十分検討し、過去の実績にとられることなく、真に必要なものに限定して要求すること。
10 交際費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出の内容等を十分精査し、節減に努めること。
11 需用費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各課及び職員一人ひとりの自覚と責任のもと、可能な限り経費の節減に努めること。
○消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在庫管理を徹底し、極力節減を図ること。特に、複写機等の使用では、資料の作成・配布の工夫によりコピー量を抑えること。
○燃料費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用量の把握とともに、ガソリン等の単価に留意しつつ、的確に見積もること。
○食糧費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議賄いは原則廃止とするが、真にやむを得ない場合についても、合理的な時間帯、場所、回数等を設定し、執行上節度ある範囲で厳選すること。
○印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り庁内印刷を活用することとし、印刷部数及び発行期間等の見直しや広報または市ホームページへの掲載等によりペーパーレス化と刊行物の整理統合を図ること。
○光熱水費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用量の把握とともに、なお一層の省エネルギー化に努め、経費節減を図ること。
○修繕料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急度等を考慮し、枠配分の範囲で計画すること。なお、1件100万円を超えるものについては、枠配分外経費(政策的経費)として扱うので、所要の書類を提出すること。
○賄材料費、医薬材料費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実績額を考慮し、的確に見積もること。

節及び細節	積算基準及び留意事項
12 役務費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単価及び実績額等を考慮しながら、極力経費節減に努めること。
13 委託料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託業務全般の見直しを前提に、業務に支障を来たさない範囲で必要最小限の委託内容とするとともに、調査・設計については、極力内部対応に努めるなど経費の節減を図ること。
14 使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準の定まっているものは所定の額とすること。また、車の借り上げ等は、その必要性を十分考慮し、節減に努めるとともに、有料道路の使用は極力自粛すること。
15 工事請負費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業目的の明確化、必要性、熟度等を考慮し、計画的に実施すること。
16 原材料費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実績額等を考慮し、的確に見積もること。
17 公有財産購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として政策的経費で要求すること。
18 備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性等を十分検討すること。
19 負担金、補助及び交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金については、真に市が助成すべきであるか、補助内容が妥当であるかを再検討し、縮小、廃止、統合等により、極力節減に努めること。特に、繰越金や内部留保がある団体の運営費補助については、その内容を精査し、必ず見直しを図ること。また、各種団体会費については、形式化しているものは退会を含め検討すること。このほか、市単独の負担金・補助金等を、やむを得ず新規・増額計上をする場合は、スクラップ・アンド・ビルドの原則を徹底し、必ず終期・見直しの時期を設定すること。
20 扶助費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 扶助または措置の実態を把握し、国・県の制度によるものについては、対象範囲、金額等はその範囲内で行うこととし、過去の推移、不用額の状況等を十分精査し、対象者数、単価等の的確な把握により見積もること。
21 貸付金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金運用に留意し、必要最小限の経費とする。
28 繰出金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別会計においては経営の一層の効率化と健全化に取り組み、一般会計からの繰入金を可能な限り抑制すること。

6. 財源の配分(枠配分方式)

限られた財源の中で、各課が歳入確保の努力やコストの削減、事務事業の見直しに取り組み、重点的かつ効果的な予算を編成していくため、一定の予算枠についての配分を行います。各課においては、これまでの事務事業の成果や決算の内容を踏まえ、歳入の確保や事務事業の見直し等に主体的かつ積極的に取り組むとともに、自らの判断と責任により緊急度・優先度に基づく事業の取捨選択を行い、配分された財源の中で要求してください。

なお、財源は、各課単位で配分するものであり、班単位及び事業単位での配分ではないので、各課内において十分な調整をもって予算要求してください。

(1) 財源配分(枠配分経費)の考え方について

現段階で見込むことのできる財源を一般財源ベースで各課単位に配分します(※予算総額ではないので注意してください)。歳出要求基準等に沿って財源枠の範囲で行われた要求については、財政課において内容の確認等を行います。基本的には予算化が尊重されます。但し、当初予算において一般財源の充当を機械的・便宜的に枠内に調整したり、特定財源を過大に見積もるなどして、不足額を補正予算で対応することは一切認めませんので課内で十分な協議と精査を行ってください。

(2) 枠配分額(枠配分経費)について

枠配分額については、次の①～③の手順により算出しています。

① 枠配分対象経費の算出【第1段階の調整として】

平成21年度当初予算額から、主に下記経費を差し引いた経費の一般財源を算出します。

義務的経費	ア. 人件費(一般職・特別職人件費) イ. 一部事務組合負担金・出資金 ウ. 公債費 エ. 特別会計繰出金(病院事業会計基準内繰出金含む) オ. 扶助費(法定扶助費)
臨時的経費	カ. 平成21年度に事業が完了した経費等(平21のみ実施分含む)
政策的経費	キ. 事業計画等の調整が必要とされる投資的経費等

↓

↓

② 枠配分対象基礎額の算出【第2段階の調整として】

上記①から、さらに主に下記経費を差し引いた経費の一般財源を算出します。

固定経費	ク. 債務負担設定額(額が確定しているものに限る) ケ. 継続費 コ. 人件費(議員報酬、非常勤特別職報酬) サ. 平成21年度と同額と見込まれる委託料及び使用料・賃借料等 シ. 土地改良事業等の次年度の額が確定している負担金等
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

↓

↓

③ 枠配分額(枠配分経費)の算出【第3段階の調整として】

上記②から調整率98パーセントを乗じた上で、ク.～シ.の固定経費及びインセンティブ等加算額の一般財源を加えて算出します。

(3) 枠配分方式における留意事項等

- ・ 義務的経費・臨時的経費・政策的経費について
義務的経費・政策的経費とは、今後、調整を要する経費として、基本的に枠配分外経費として別途調整するものであること。また、臨時的経費は削減対象経費として新年度予算から除外するものであること。
- ・ 固定経費について
固定経費とは、削減対象から除外する経費として、平成 21 年度予算額を基本に、必要経費を全額配分するものであること。固定経費として配分された財源枠については、原則として調整可能な費用ではないので他の経費に移動させないこと。但し、経費の削減が可能な場合はこの限りではないこと。
- ・ 負担金審議会対象負担金について
千葉県市長会及び東総地区広域市町村圏事務組合で審議される負担金については、額が未定であるため、平成 21 年度ベースで見込み枠配分額に含めていること。
- ・ 扶助費(市単独分)等について
市単独事業の扶助費に係る対象数等、経年変化が見込まれるものについては、当該配分額の範囲で調整すること。
- ・ 非常勤職員報酬・嘱託職員賃金・臨時職員賃金について
枠配分における非常勤職員報酬・嘱託職員賃金・臨時職員賃金については、平成 21 年度当初予算ベースで配分しているが、今後、総務課との調整等により、変更する場合もあること。
- ・ 廃止事業・新規事業・拡大事業について
配分額の調整において、廃止事業、新規事業及び拡大事業がある場合は、別紙「新規事業・廃止事業・拡大事業に関する調べ」を作成の上、提出すること。拡大事業とは制度における対象枠・基準等を拡大・引き上げを行うものなどで、単なる予算増額は対象外とすること。
- ・ 歳入(特定財源)の調整について
各課の努力による国・県補助金に係る歳入増については、各課で充当できる財源として考慮すること。
- ・ 枠配分経費・枠配分外経費の調整等について
枠配分経費と枠配分外経費については、提出方法等が異なるため、「7. 平成 22 年度経費区分基準表」「平成 22 年度枠配分経費見積要求書作成要領」「平成 22 年度枠配分外経費見積要求書作成要領」等により調整を行うこと。
- ・ 各課の枠配分額
別紙「平成 22 年度枠配分額等通知書」のとおり。

7. 平成 22 年度経費区分基準表

区分	内容及び留意事項
◎ 枠配分経費	<p>枠配分経費は、次の経費とします。</p> <p>① 人件費のうち「匝瑳市特別職の職員で非常勤のもの」の報酬及び費用弁償に関する条例に規定される職員の報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法第 180 条の 5 に掲げる教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会委員の委員長及び委員の報酬 ・ 同法第 138 条の 4 第 3 項に規定により設置される附属機関の委員その他の構成員等の報酬 <p>② 議員報酬</p> <p>③ 債務負担設定分及び継続費</p> <p>④ 委託料のうち来年度の額に変更がないと見込まれるもの</p> <p>⑤ 使用料及び賃借料のうち来年度の額に変更がないと見込まれるもの</p> <p>⑥ 負担金、補助及び交付金のうち来年度の額に変更がないと見込まれるもの</p> <p>※①～⑥は、固定の経費として枠配額提示の際、通知する</p> <p>⑦ その他、枠配分外経費以外のものとします。</p> <p>○ 嘱託職員等の賃金は総務課と必ず調整の上、要求すること。</p> <p>○ 新規要求の予算は財源を枠配分内で調整し捻出すること。</p>
◎ 枠配分外経費	<p>枠配分外経費は、次の経費とします。</p> <p>※政策的経費を含む</p> <p>① 人件費（枠配分対象経費を除く）</p> <p>② 一部事務組合への負担金及び出資金</p> <p>③ 公債費</p> <p>④ 特別会計へ支出する繰出金（病院事業会計繰出金含む）</p> <p>⑤ 扶助費（法令等で義務付けられているものに限る）</p> <p>⑥ 1 件 100 万円以上の公共施設に係る修繕料</p> <p>⑦ 新市建設計画に基づく投資的事業で合併特例債充当予定の事業（事前に財政課と調整済のものに限る）</p> <p>⑧ その他</p> <p>⑨ 予備費</p> <p>○ 枠配分外経費については、予算要求後 1 件査定を行う。</p>